

平成18年度国立大学法人鳴門教育大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学部・学科、研究科の専攻等の名称及び学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数は別表のとおり)

- 1) 学校教育の課題に応えるために教育実践を中核とする教員養成カリキュラムを構築するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成17年度から導入したコア・カリキュラムによる教員インターンシップ他、地域の学校での教育実践体験を通じて、学生の教職に対する意識の高揚を図る。
 - ② 実践的・体験的授業、合宿研修等を通じて、社会性及び実践的能力やコミュニケーション能力を培う。
- 2) 教育実践学を中核とした学部・修士による6年間を見通した教員養成を目指すとともに、学校教育や教科教育の課題を解明できる実践的能力を育成するため、学士課程及び大学院課程において、次の措置を講ずる。

学士課程

- ① 教育実践学を中核としたコア・カリキュラム及び教職ガイダンスの内容を充実させ、学校教育や教科教育の課題を解明できる実践的能力のある教員養成を目指すことにより、昨年度(62.4%)の教員就職率を上回るよう、全学体制で取り組む。

大学院課程

- ① 大学院生就職支援アドバイザーを配置し、就職支援業務(進路指導及び進路相談を含む。)の強化を図る。
- 3) 大学院において、専門職大学院の設置を目指すため、次の措置を講ずる。
 - ① 専門職大学院の平成19年度設置を目指し、諸準備を行う。
- 4) 教育の成果等を評価する体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成17年度に確立した教育活動の実施状況を評価する制度をより充実させる体制及び教育支援体制について検討する。
 - ② 外部者を含めた教育評価体制及び教育の質の向上や改善に結びつけるシステムを確立するための検討を行う。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育の成果に関する目標に則したアドミッション・ポリシーを明確にし、教職に就く意欲と能力の高い学生及び現職教員、留学生、社会人の受入を促進するため、学士課程及び大学院課程において、次の措置を講ずる。

学士課程

- ① 平成20年度以降の入学者選抜方法について、AO(総合評価方式)入試を含めて総合的に検討を行う。

大学院課程

- ① 修士学生定員の充足を図るため、設置準備を進めている専門職大学院を含め、教育

委員会や国公立大学等に対し積極的なPRを行う。

- ② 連合大学院博士課程への進学指導を充実させる。
 - ③ 留学生及び社会人の受け入れを促進するため、選抜方法の見直しを行う。
- 2) 時代の新しい要求に即した教育課程、教育方法、成績評価等を再構築し、教育内容の充実を図るため、学士課程及び大学院課程において、次の措置を講ずる。

学士課程

- ① 大学と附属学校間でTV会議システムやビデオ装置システムを活用した履修を引き続き推進する。
- ② 教育効果を高めるため、チームティーチングによる模擬授業をコア・カリキュラムに組み込み実施する。
- ③ 平成17年度から導入したコア・カリキュラムにより、教育実践力を高めるため模擬授業を推進する。
- ④ オフィスアワーを通じ、相談内容及び相談体制の充実を図る。
- ⑤ 学部学生の教育現場理解を促進させるため、現職派遣大学院生による学部授業の補助制度について、更なる充実を図る。
- ⑥ 留学生が授業内容を十分理解出来るよう、英語による授業を推進する。
- ⑦ 他大学の単位互換制度の取り組み状況について調査を行う。
- ⑧ パソコンを活用した授業を推進するため、学生に「授業でのパソコン活用状況」についてアンケート調査を実施する。
- ⑨ 卒業研究発表の制度化について、委員会等で検討する。

大学院課程

- ① 授業評価を電子シラバスに掲載し、教授方法及び授業内容の改善を図るためのアンケート調査を実施する。
- ② 現職派遣大学院生及び学部卒院生の特性に応じた研究指導を行うとともに、連合大学院博士課程進学を考慮した研究指導を行うための方策を検討する。
- ③ 14条特例による学生の夜間授業と通常勤務の両立を容易にするために、サテライト講義の開講数の増加方策について検討を行う。
- ④ 学校現場での授業体験の機会を提供するため、学部卒の修士学生を附属学校等での授業補助に参加させるための方策について検討を行う。
- ⑤ 留学生が授業内容を十分理解出来るよう、英語による授業を推進するための方策について検討を行う。
- ⑥ 情報環境を駆使したマルチメディア利用の授業を推進するための方策について検討を行う。
- ⑦ 平成17年度の検討部会の答申を受け、14条特例による学生に対し、インターネット等を活用した遠隔教育による履修を推進する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1) 時代の新しい要求に即した教育研究組織に再編するとともに授業内容の特性に応じた教育環境を整備するため、次の措置を講ずる。
 - ① 教員の所属講座にとらわれない授業科目担当者配置方策を検討する。
 - ② 附属学校園の教員に、学部での授業を担当させる。

- 2) 教材開発，学習指導法の改善を通して，教育内容の質の向上を図るため，次の措置を講ずる。
 - ① 平成17年度に設置した専門部会において，FD研修会の在り方について再検討を行う。
 - ② 平成17年度に電子化したシラバスを，平成18年度から外部に公開する。
 - ③ 平成17年度に整備したTAの有効な活用を推進するための教育支援体制について検証し，体制の更なる充実を図る。
 - ④ 授業改善プロジェクト研究を推進するための体制整備について，検討を行う。
- 3) 附属図書館の教育支援体制を充実するため，次の措置を講ずる。
 - ① 学部・大学院の学生を対象とする蔵書・文献・情報検索等の図書館利用ガイダンスを実施する。
 - ② 教育への支援策として，図書館職員による学部・大学院の授業での情報検索等に係る教育支援を行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1) 学習支援及び生活支援体制を整備・充実するため，次の措置を講ずる。
 - ① 平成17年度の不登校生，留年生，中退者の実態調査に基づき，教員の指導のもと大学院生による学生相談活動（ピア・カウンセリング）を実施する。
 - ② 平成17年度に実施した学生生活実態調査を基に，心身健康研究教育センターと学生総合相談室が連携を図り，学生のメンタルヘルスやハラスメントへの相談体制を更に充実させるための方策について検討を行う。
- 2) 学生の大学における生活環境を整備するため，次の措置を講ずる。
 - ① 学生宿舎に重点を置き，安全で快適な生活環境となるよう整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1) 学校教育，教科教育等に関する基礎的・専門的な先導的研究を推進するため，次の措置を講ずる。
 - ① 各研究分野を横断したプロジェクト研究を重点的に行う。
 - ② 附属学校における教育実践研究授業体制を充実・確立する。
 - ③ 連合大学院に寄与するために，学校教育実践学に関する研究を推進するとともに，研究者としての資質能力の向上を図る。
- 2) 研究の成果を教育関係機関及び教育関係者に広く還元し，学校教育の改善・充実に寄与するため，次の措置を講ずる。
 - ① 徳島県教育委員会等と連携し，大学院研究発表会を開催する。
 - ② 平成17年度に高度情報研究教育センターに導入したTV会議システムを活用し，研究の成果を段階的に教育関係機関及び教育関係者に還元し，学校教育の改善・充実に努める。
 - ③ 学内の教育実践研究に関する研究成果報告書を教育関係機関に公表する。
 - ④ 平成17年度に設置した「21世紀の教員養成・教員研修等の在り方に関する検討

会議」において学校管理・マネジメント能力養成プログラム及び教職員研修評価基準等について検討する。

- 3) 研究水準及び研究成果等を評価する体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成17年度に策定した国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領に基づいた評価結果を、研究支援に活用できる体制を確立する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 時代の新しい要求に即した研究者組織を再編するとともに、研究環境を整備するため、次の措置を講ずる。
 - ① 教員の任期制を導入し、教員の研究組織の充実を図る。
 - ② 研究時間の確保等の研究環境の充実について検討するための委員会を設置し、方策を検討する。
- 2) 新たな評価制度の導入と評価を反映させるシステムを構築し、研究の質の向上を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 教育研究等の業績評価を反映した研究費の傾斜配分を見直し、改善・実施を図る。
 - ② 教育研究等の業績評価を反映した給与体系を構築する。
- 3) 知的財産を創出、管理及び活用する体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 知的財産を創出し、管理及び活用するための組織及び要項等を整備する。
- 4) 附属図書館の研究支援体制の充実を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成17年度に実施した紀要・学位論文内容の要旨等学内出版物の現状調査に基づき、収集及びデータベース化を行う。
 - ② 国語科教育及び教育実践記録資料の知的財産である野地潤家文庫・大村はま文庫を教育実践学研究の中心的役割と位置付け、これらを核とし幅広く教育実践資料を収集し活用する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域社会との連携・協力及び教育面における社会サービスを推進するための方策として、次の措置を講ずる。
 - ① これまでの10年経験者研修の評価結果を踏まえて検証を行い、カリキュラムの改善・充実を図る。
 - ② 免許認定講習については、実施に向け委員会で検討を行うとともに、平成18年度に社会教育指導主事講習を実施する。
 - ③ 平成17年度で達成した登録派遣教員数の割合(67.1%)を継続させ、内容の充実、地域社会と登録派遣教員との連携等の向上を目指す。
 - ④ 公開講座を積極的に開講する。(20テーマ以上)
- 2) 産業界との共同研究を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 産業界と共同研究を積極的に行う体制及び利益相反に関する指針を確立するための検討を行う。
- 3) 地域と連携し、教育諸課題に対する共同研究体制及び共同研究支援体制を確立するため、次の措置を講ずる。

- ① 平成17年度に設置した「21世紀の教員養成・教員研修等の在り方に関する検討会議」において、学校園が抱えている現代の教育諸課題について検討する。
- ② 相談の有料化により、心理・教育相談環境を充実させ、活動内容の質的向上を図る。
- ③ 卒業生・修了生及び公立学校教員等と協力した研究実施体制を充実させることをねらいとして、研究成果を教育実践に還元するシステムを確立する。
- ④ 卒業生・修了生・在学生・公立学校教員・徳島県総合教育センター職員・大学教員等が協力して研究を行う体制を確立する。
- 4) 国際的な学術交流及び学生交流を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 国際学術雑誌への積極的な発表を啓蒙する。
 - ② インターネットを通して、問題解決能力とコミュニケーションスキルの向上に役立つ情報の発信を行う。
 - ③ 平成17年度末において、2校との国際学術交流協定（学生交流実施細目を含む）を締結する計画は達成したが、更に新たな国際学術交流協定（学生交流実施細目を含む）の締結を図る。
 - ④ 北京師範大学と第2回日中教師教育学術研究集会を開催する。
 - ⑤ 委員会において短期修了制度（学位取得）の検討を行い、秋期からの受入を目指す。
 - ⑥ 「国際交流事業を援助する会」の充実や学外募金活動を推進する。
- 5) 地域社会への附属図書館サービスの拡充を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 地域住民に対し図書館サービスについての広報活動を行い、各種ガイダンスへの積極的な受入を図る。
 - ② 徳島県内公立学校園の学校図書館との連携・協力を図るとともに、徳島県内の学校教員に対して図書館サービスについての広報活動を推進する。
 - ③ 児童図書室において行われるさまざまな読書推進活動等を推進する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1) 附属学校間並びに大学との間で、教育研究のための共同及び相互支援体制を確立するために、次の措置を講ずる。
 - ① 小学校・中学校に大学教員とのチームティーチング制度を積極的に導入する。
 - ② 養護学校では、小中高各学部の連携を図った集団指導体制の中で、障害特性に応じた個別学習を推進する。
- 2) 管理運営・教育制度等を見直し、時代・社会のニーズに則した学校運営を目指す。
 - ① 学校評議員制度を充実させ、自己点検・評価を積極的に行い、随時その結果を公表し、説明責任を果たす。
 - ② 幼稚園の保育料、外部研究資金、第三者評価及び情報公開等について検討し、適正化及び充実を図る。
- 3) 教育機関と積極的に連携し、教員の資質の向上を図る。
 - ① 教育の今日的重要課題について、公立学校園の教員と連携を図りながら、実践研究を積極的に行う。
 小学校では、各種メディアを積極的に活用し、公立学校の教員と連携して教員の指導力向上及び児童の資質向上を意図した実践研究を行う。また、小学校の研究内容を定期的に広報紙・ホームページ等で積極的に発信する。

中学校では、研究内容を広報紙・ホームページで公表するとともに、徳島県中学校教育研究会と連携し、実践研究を行い、その内容を積極的にホームページで公開する。

養護学校では、個別の指導計画の作成とその実践を集積する。また、小中高各学部の児童生徒の発達とその支援体制について、特に徳島市・鳴門市・近隣市町村の小中学校及び幼稚園・保育所の教員と連携を図り、相談活動、研究活動を推進する。

- ② 附属学校教員を、10年経験者研修、初任者研修、英語担当教員国内研修など国や教育委員会主催の各種研修に積極的に派遣する。
- 4) 安全管理体制を整備し、幼児、児童及び生徒の安全を確保するため、次の措置を講ずる。
 - ① 安全管理体制を整備し、幼児・児童・生徒への安全指導教育を年間行事計画の中に組み込み、計画的に実施するとともに、施設・設備面においても計画的に安全対策を講じる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 学長を中心とするダイナミックで機動的な運営体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 理事は常勤3名とし、運営体制の充実を図る。
- 2) 教員、事務職員の一体化を目指した積極的業務連携を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 事務局を廃止するための段階的措置として、専任の事務局長制を廃止し、理事が事務局長を兼ねる体制とする。

2 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1) 教員の流動性・多様性を高めるための人事を推進するための方策として、次の措置を講ずる。
 - ① 平成17年度に制定した国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程により、平成18年度に採用する教員から任期制を適用する。
 - ② 女性教員の割合を20%に段階的に引き上げるとともに、外国人教員の増員を図るための方策を検討する。
- 2) 教育研究の活性化を図るため、業績評価の評価基準や方法及びこれを反映するための給与システムを確立する方策として、次の措置を講ずる。
 - ① 平成17年度に策定した国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領及び業績評価を反映した給与システムを実施する。
- 3) 教職員の定数管理と事務系職員の採用・人事制度を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 総人件費改革の実施計画を踏まえ、変更した中期目標・中期計画に基づき、教職員の定数管理を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1) 事務組織・職員配置を再編し、業務の効率化、合理化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 事務局を廃止するための段階的措置として、専任の事務局長制を廃止し、理事が事

- 務局長を兼ねる体制とするとともに、事務局制度廃止時の事務組織を検討する。
- 2) 事務電算化を推進し、事務処理の簡素化・迅速化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成17年度に電子化した履修登録、教員による成績入力等の一層の推進を図る。
 - ② 授業時間割作成の電子化を図る。
 - 3) 外部委託等を積極的に活用するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成16年度に策定した業務外部委託計画に基づき、外部委託を実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 科学研究費補助金など外部研究資金その他の自己収入の増加を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 科学研究費補助金の採択目標件数が平成16年度、平成17年度と同様に達成されるよう取り組む。
 - ② 講師派遣事業収入等の研究費組み入れを実施する。
 - ③ 外部研究資金及びその他の自己収入について、平成21年度までに平成15年度の1.5倍に引き上げるための取り組みを行う。
- 2) 地域社会や産業界との連携・交流の強化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 地域社会や産業界との連携・交流の強化を図るため、本学ホームページに各種の研究に関する事項を新規掲載するほか、国立情報学研究所の電子図書館サービスを利用した研究紀要の公開などデータベースを活用した積極的な情報発信に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1) 総人件費改革を踏まえ、人件費削減の取組を行うため、次の措置を講ずる。
 - ① 人件費について、概ね1%の削減を行う。
- 2) 事務の合理化・電子化等により、事務組織の見直しを行い、管理経費の抑制を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 管理経費について、対前年度比1%の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 施設設備の効果的・効率的運用を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 職員宿舍及び学生宿舍について、平成17年度に実施したアンケート調査の結果に基づき、必要な措置を講ずる。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) 自己点検・評価体制等の充実を図るとともに、教員に対する多様な評価システムを導入し、その評価結果を大学運営の改善・充実に十分反映させるため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成17年度に策定した国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領及び業績評価を反映した給与及び予算配分システムの充実を図る。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 広報活動の基本となるプランを策定し、プランに基づき効果的・効率的な広報活動を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 教育研究活動等の状況を積極的に社会に提供する方策として、国外向けの英語版等によるホームページを開設する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

活発な教育研究活動を展開し、優れた指導能力を備えた教員を養成し、また、現職教員に高度な研究、研鑽の機会を確保し開かれた大学として様々な教育研究等の目標及び計画を実現するため、次の措置を講ずる。

- ① 施設の現状及び利用状況を再点検し、効率的なスペースを確保する。
- ② 附属学校園の教育施設の老朽改善，教育環境改善，耐震性の強化に重点を置き，安全な教育環境の整備を図る。
- ③ 大学の教育研究活動を保証するよう，施設設備を良好な状態に保つ。
- ④ 開かれたキャンパス環境の改善等を図るため，バリアフリー，環境保全など社会的要請への対応を行う。
- ⑤ 施設マネジメントの観点から，施設の維持管理計画の策定を行う。
- ⑥ 新たな整備手法の導入の推進に関し，地元団体等との協議を行う。また，土地・建物・設備等資産の有効活用を行う。
- ⑦ 本年度中に整備する施設・整備は，Xその他1「施設・設備に関する計画」のとおりである。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

防災及び安全管理体制を確立し，教職員並びに学生の安全を確保し，安全衛生意識の高揚を図るため，次の措置を講ずる。

- ① 安全衛生への意識の高揚を図るため，教育広報活動を計画的に実施する。
- ② 教職員及び学生からの環境安全衛生に関する意見を基に，施設・設備を整備する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、
・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位 百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・小規模改修 ・附属小中学校屋内運動場 改修	総額 131	施設整備費補助金 (97) 国立大学財務・経営センター施 設費交付金 (24) 17年度の土地売却収入(10)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教職員の適正な配置、養成、評価及び計画的な人事交流の実施

- ① 平成17年度に制定した国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程により、平成18年度に採用する教員から任期制を適用する。
- ② 女性教員の割合を20%に段階的に引き上げるとともに、外国人教員の増員を図るための方策を検討する。

③ 平成17年度に策定した国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領及び業績評価を反映した給与システムを実施する。

④ 総人件費改革の実施計画を踏まえ、変更した中期目標・中期計画に基づき、教職員の定数管理を行う。

18年度の常勤職員数 355人
 18年度の人件費総額見込み 3,258百万円

別表

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

学校教育学部	400人（学校教育教員養成課程）
学校教育研究科	600人（修士課程） 学校教育専攻 290人 障害児教育専攻 40人 教科・領域教育専攻 270人
附属小学校	720人 学級数18
附属中学校	480人 学級数12
附属養護学校	60人 学級数9
附属幼稚園	160人 学級数5

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成18年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,560
施設整備費補助金	97
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	15
国立大学財務・経営センター施設費交付金	24
自己収入	705
授業料及入学金検定料収入	653
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	52
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	101
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	0
計	4,502
支出	
業務費	3,173
教育研究経費	3,173
診療経費	0
一般管理費	1,092
施設整備費	131
船舶建造費	0
補助金等	15
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	101
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	4,512

[収支の差額]

収支の差額10百万円は、17年度の土地売却収入を18年度に執行することとしたため生じたもの。

[人件費の見積り]

期間中総額3,258百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額2,810百万円)

[施設整備費補助金]

平成18年度当初予算額0百万円、前年度よりの繰越額97百万円。

2. 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,395
經常費用	4,395
業務費	4,130
教育研究経費	650
診療経費	0
受託研究費等	83
役員人件費	63
教員人件費	2,501
職員人件費	833
一般管理費	156
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	107
臨時損失	0
収入の部	4,395
經常収益	4,395
運営費交付金	3,474
授業料収益	549
入学金収益	107
検定料収益	27
附属病院収益	0
受託研究等収益	83
補助金等収益	15
寄附金収益	15
財務収益	0
雑益	52
資産見返運営費交付金等戻入	43
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	28
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,132
業務活動による支出	4,256
投資活動による支出	220
財務活動による支出	36
翌年度への繰越金	620
資金収入	5,132
業務活動による収入	4,381
運営費交付金による収入	3,560
授業料及入学金検定料による収入	653
附属病院収入	0
受託研究等収入	83
補助金等収入	15
寄付金収入	18
その他の収入	52
投資活動による収入	121
施設費による収入	121
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	630